

放課後児童クラブのご利用について

■ 概要

放課後児童クラブは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもに、授業の終了後に児童クラブ施設を利用して適切な遊びおよび生活の場を与え、その健全な育成を図ります。

■ 対象者

町立小学校に就学している児童または田布施町に住所を有し町外の小学校に就学している児童で、保護者および同居の祖父母(利用年度末日において70歳以下の人に限る)が就労等により自宅で保育ができない児童についてのみご利用が可能です。

■ 名称及び実施場所

実施場所は、小学校敷地内の児童クラブ施設です。下記のとおり学年ごとに分かれています。

小学校区	児童クラブ名称	学年	連絡先
城南小学校	城南児童クラブ	1年生～6年生	52-1007
田布施西小学校	田布施西児童クラブ 1組	1年生、2年生	52-2227
	田布施西児童クラブ 2組	3年生～6年生	52-7700
東田布施小学校	東田布施児童クラブ 1組	1年生、2年生	52-1003
	東田布施児童クラブ 2組	3年生～6年生	52-1104
麻郷小学校	麻郷児童クラブ 1組	1年生～3年生	52-4848
	麻郷児童クラブ 2組	4年生～6年生	53-2370

■ 開所日

児童クラブの開所日は、原則として次の休所日を除いた日とします。

- 日曜日
 - 祝祭日(振替休日を含む)
 - 夏季 8月13日から同月16日までの日
 - 年末年始 12月28日から1月4日までの日
 - その他、町長が保育を行うことが適当でないとした日(児童クラブから連絡します。)
- (例)自然災害の影響により小学校が休校となる場合

※土曜日の利用について

保護者および同居の祖父母(利用年度末日において70歳以下の人に限る)の就労等の状況により、町で審査し保育が必要と認められた場合に限りです。

■ 開所時間

児童クラブの開所時間は次のとおりです。

(学校授業日)

授業終了時から午後 5 時まで(延長利用者は午後 6 時まで)

(学校休業日 土曜日や学校の長期休み)

午前 8 時から午後 5 時まで(延長利用者は午後 6 時まで。ただし土曜日は延長利用不可。)

その他、町長が特に必要があると認めるときは、この限りではありません。

※延長利用について

保護者および同居の祖父母(利用年度末日において 70 歳以下の人に限る)の就労等の状況により、町で審査し保育が必要と認められた場合に限りです。

■ 保育料等

児童クラブの児童 1 人当たりの利用に係る月額料金は次のとおりです。

保育料	3,000 円
教材費(おやつ代その他)	1,500 円

＜保育料の徴収方法＞

- 保育料は、入所決定後に役場からお送りする納付書により納付して頂きます。
- 口座振替を希望される場合は、金融機関窓口にてお手続きが必要です。
- 既に保育所等で口座振替をされていた方が児童クラブ入所後に、引き続き口座振替を希望される場合も改めてお手続きが必要です。
- 兄弟で利用される場合も児童ごとにお手続きが必要です。

※生活保護受給世帯や保護者が病気等により保育料の負担が困難である場合は、利用者負担金の減免を受けられる場合がありますので申請時にご相談ください。

※教材費は利用する児童クラブに直接現金でお支払いいただきます。

■ 保険について

児童クラブでの保育活動中における児童の事故やけがに対する補償として、スポーツ安全保険に加入しています。保険料は役場で支払うため、保護者の負担はありません。

■ 入所承認の取り消し

入所後、次に該当する場合は、入所の承認を取り消すことがあります。

- 入所させる要件に該当しなくなったと認められるとき
- 児童クラブの保育料を 2 ヶ月以上滞納したとき
- 提出された書類に事実と異なる内容が記載されていたとき
- 集団生活または管理運営に支障が生じると認められるとき
- 保護者が、その監護する児童にかかる保育所の保育料を滞納しているとき
- 特別の理由がなく 2 ヶ月以上保育を利用しなかったとき
- 特別の理由がなく利用日数が 5 日に満たない月が引き続いて 3 ヶ月を超えたとき
- 所定の保育時間を過ぎても児童を迎えに来ないことが頻繁であるとき

その他、ご不明な点は町民福祉課児童係までお問い合わせください。